

令和8年度
(2026年度)

農業委員会事務局の取り組み

<部長の方針・考え方>

- ①農地法に基づく権利移動の許可、農地転用案件への意見具申など、農地法等の法令に基づく事務を適正に行います。
- ②農地等の利用の最適化の推進に関する事務を適正に行います。

<部の構成>

農業委員会事務局

<主な担当事務>

- (1) 農業委員会に関すること。
- (2) 農地銀行及び農地中間管理事業に関すること。
- (3) 農地台帳の整備に関すること。
- (4) 農業者年金に関すること。
- (5) 農地法等に基づく業務に関すること。

重点的な取り組み： 農地中間管理事業による利用権設定の推進

農地利用の集積を図るとともに、枚方市において策定された地域計画の目標達成に向けて、新規就農者等の担い手への農地の貸し手借り手のマッチングを進めることで、農地中間管理事業による利用権の設定につなげ、遊休農地の発生防止に努めます。

重点的な取り組み： 農業委員会の円滑な運営

毎月の農業委員会総会における案件等について、法令に基づく確かな審議を行うため、平常業務からの調査・相談活動において、農業委員及び農地利用最適化推進委員と事務局職員との一層の情報共有化を図り、円滑な事業運営に取り組むとともに農地法等の適切な運用の確保に向け、農地転用事案における違反転用の未然防止等を図るため、研修などを実施します。

また、委員改選後速やかに、新たな農業委員及び農地利用最適化推進委員に対して、農業委員会の制度や業務等についての研修会を実施します。